

ミヤケと大宰府

古代大宰府の起源として、六国史(古
代における勅撰による六つの編年体歴
史書の総称)のひとつである『日本書紀』
の宣化元(536)年5月1日条にみえ
る、いわゆる「那津官家」があげられて
いることはよく知られています。江戸
時代の国学者青柳種信も、この「那津官
家」を「太宰府の始め」、また「太宰府の
濫觴」としており、またこの
「那津官家」を扱った『筑紫官
家考』を著しています。

「官家」は「ミヤケ」と読ま
れています。実はその表記
はさまざまで、たとえば「屯
倉」「屯家」「御宅」「三宅」など
があります。そこで、制度と
しての仕組みを記す際には「ミ
ヤケ制」と表記される場合も
あります。ただ、『日本書紀』
では「ミヤケ」の多くを「屯倉」と表記し
ていることから、米などを収蔵するた
めの「倉」という字に注目して、当時の
ヤマト王権の直轄地であるとか、ある
いは農業経営の拠点などと解釈されて
きました。また、『日本書紀』は「ミヤケ」
について部分的に「官家」という表記も
用いており、「那津官家」はその一例です。
ところが、大阪府長原(城山)遺跡から、
「富官家」と記された7世紀後半の墨書



土器が出土したことから、「官家」が「ミ
ヤケ」の本来的表記とも推測されており、
またその性格も「屯倉」から連想された
土地や農業経営と結びついたものとい
うよりむしろ、ヤマト王権による地方
支配の拠点、あるいは地方の有力者で
ある国造による貢納の拠点などと考え
られるようになってきました。ミヤケと
は、尊称「ミ」と家・宅を表す「ヤ
ケ」との合成語です。

さて、このように考えられる
とすると、「那津官家」につい
てもミヤケ制全体の観点から見
直す必要があるそうです。実は
こうした方向から「那津官家」
を考えた研究は意外に少ないの
です。「那津官家」に関する記事
が、先の宣化元年5月1日条以
外にみえないこともあって、こ

の視点は重要であると思います。

しかし一方で、この「那津官家」を大
宰府の起源とは考えない学説も現れて
きており、その意味では、これも『日本
書紀』に記されている「筑紫大宰」や「筑
紫総領」といった大宰府の前史に関わる
ものを含めて、その起源と成り立ちを
再検討することが求められているとい
えるでしょう。